

存在感を高めるフィンテック

Weekly Global

Mark Haefele, Chief Investment Officer Global Wealth Management, UBS AG

今週の要点

存在感を高めるフィンテック

大手金融サービス企業は、新たなテクノロジーへの適応に遅れをとってきた。複雑な業界規制、依然従来型の決済手段を好む一部の消費者、その他構造的な制約などがその理由だ。しかし、そうした中でもフィンテック産業は転機を迎えている。需要と供給の双方を原動力に、金融サービス・セクターに抜本的な変化をもたらしている。コロナ禍で非接触のキャッシュレス決済が普及し、オンラインサービスへの移行が広がっている。また、米調査会社CBインサイツによると、フィンテック分野のユニコーン企業は2021年初時点で世界75社に上るが、こうした企業が多く、こうした企業が多くの主要市場でデジタル製品やプラットフォームを展開しており、オンラインでの金融取引や顧客サービスに抵抗のないデジタルネイティブの消費者の間で広まっている。世界のフィンテック市場は2030年までに3倍以上拡大して7,500億米ドルに達すると予想されており、投資家に長期に亘る構造的な成長機会をもたらすと考えている。

要点: 世界各国でフィンテック企業の上場が予定されている。フィンテック企業の上場により、金融サービス・セクターを一変させる画期的なテクノロジーへの長期的なエクスポージャーが可能となる。

景気回復で株価上昇余地が拡大

S&P500 種株価指数は4月初めに降、史上最高値を8回更新している。また、年初来の上昇率は11%近くに上る。史上最高値で投資することには躊躇する向きもあるだろうが、我々は目先一段の上昇を予想しており、年末時点のS&P500の目標値をこれまでの4,200から4,400に引き上げた。ひとつには、先週から始まった第1四半期決算発表で、S&P500構成企業の業績が四半期としては過去最高を記録する見通しが挙げられる。我々は、S&P500構成企業の1株当たり利益(EPS)の伸び率を、第1四半期については30%近く、通年では31%と予想している。2つ目に、投入コストが上昇しているものの、経済成長の加速に伴い業績も加速するため、投入コストが利益率の重しとなるとは考えにくいということだ。過去の数値を見ると、経済活動の活発化に伴い生産コストが上昇した場合、企業の多くは健全な利益率を維持できている。最後に、バイデン政権が提案する法人税制改革案による影響は、足元の想定ほどには大きくならないとの見方だ。バイデン大統領は8ポイントの増税幅を提案しているが、議会の抵抗により4ポイントにとどまる可能性が高いと我々はみている。

要点: 経済の再稼働と経済成長の加速を背景に、投資家のリスクオンの地合いが続くと予想される。投資家の強気姿勢が、金融やエネルギーなどシクリカル(景気敏感度の高い)セクターやバリュー(割安な)セクターの支援要因となるだろう。

今週の動き

1. **主要中央銀行はインフレリスクに対して寛容な姿勢を維持するか?** 今週は欧州中央銀行(ECB)、来週は米連邦準備理事会(FRB)が、政策決定を行う。米国、欧州ともにインフレ率は上昇しており、政策当局がインフレについて何らかの懸念の兆候を示せば、投資家はそれに反応するだろう。ECBもFRBも、これまでのところは短期的なインフレ率の上昇は容認する姿勢を示している。
2. **消費者の繰延需要は続いているか?** 最近の統計によると、欧米ではロックダウン中に積み上がった貯蓄を支出に回す動きがみられる。この状況が続くかどうかを判断するため、3月の米国の消費支出、個人所得、消費者信頼感指数が注目されるだろう。
3. **地政学的リスクは市場の重しとなるか?** 投資家はパンデミックの抑制状況、経済成長の加速、財政刺激策に注目しているようだ。しかし、ウクライナや台湾をめぐる緊張が高まっており、投資家の注目材料が変わる可能性がある。

逆風はあるものの、テクノロジーには依然長期の成長機会

ここ数週間、テクノロジー・セクターにとって厳しい展開が続いている。テクノロジー企業は保有資産の大半が無形資産であることから、世界の低税率国の恩恵を受けることが可能である。しかし、バイデン大統領が提案した法人税増税は、そうしたテクノロジー企業にとって脅威となりうるものだ。また、中国の規制当局が国内大手 IT 企業に対し、独占禁止法に違反したとして、中国国内で史上最高額となる 182 億 2,800 万元(約 3,050 億円)の罰金を科した。これはテクノロジー企業に対する規制当局の取り締まりの強化を示唆している。しかし、いずれの圧力も対応は可能だと我々は考える。増税については、テクノロジー企業の利益に与える影響はパーセンテージにして 1 桁台半ばから後半に留まると予想している。また、こうした悪影響の一部は、研究開発や半導体製造に対する政府の支援拡大で緩和される。また、中国の規制当局は、圧力をかけるにしても、米国とのテクノロジー競争で不利にならないよう考慮せざるを得ない。さらに、米連邦準備理事会(FRB)が超低金利の長期化を示唆していることから、テクノロジー企業がもたらす長期的な成長機会は投資家の目に魅力的に映るだろう。

要点:5G、フィンテック、グリーンテック、ヘルステック関連分野を中心に、テクノロジー・セクターについては長期的に強気の見通しを維持している。

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS チーフ・インベストメント・オフィス・グローバル・ウェルス・マネジメント(UBS Switzerland AG またはその関連会社)が作成したリサーチレポートをもとに、UBS 証券株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。

本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。

本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したのですが、その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。また UBS では税務、法務等の助言は行いません。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等： UBS 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2633 号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

当社における国内株式等の売買取引には、ウェルス・マネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して最大 1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。これらの株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されています。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。

株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、直接的にご負担いただく手数料としてお申込み金額に対して最大 3.3%(税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大 0.3%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大 5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(国内投資信託の場合、最大 2.20%(税込、年率)。外国投資信託の場合、最大 2.75%(年率)。)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。

また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

「UBS 投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大 1.76%(税込)をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの 0.5%または 0.5 円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの 1%を上限とします。

UBS 銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

その他のご留意事項

当社の関係法人である UBS AG および UBS グループ内の他の企業(またはその従業員)は随時、本資料で言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本資料で言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。

© UBS 2021 無断転載を禁じます。UBS はすべての知的財産権を留保します。UBS による事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者
商号等： 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品仲介業務を行う金融商品仲介業者
商号等： UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザー株式会社 関東財務局長(金仲)第 898 号